令和６年６月　日

　　　　　　　　　　（名称）佐渡市公共交通活性化協議会

|  |
| --- |
| １．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| 佐渡市では、佐渡市地域公共交通網形成計画を平成27年６月に策定し、各種交通施策に取り組んできた。その後9年が経過し、人口減少や少子高齢化などの社会問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による公共交通利用者の減少等により、公共交通を取り巻く環境は大きく変化するとともに、より一層厳しい状況となっている。  その中で、令和２年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地域交通法）」が改正され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化され、地域の多様な輸送資源の総動員による移動手段の確保や自動運転、MaaSなどの新技術を活用することが求められている。また、令和5年10月にも地域交通法が改正され、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への再構築が求められている。  本計画は、このように、網形成計画策定時にはなかった新しいモビリティサービスの検討など計画を見直す必要が生じたことから、網形成計画をもとに、まちづくりとの連携・一体性を確保しながら交通ネットワークの構築やサービス向上を図り、多様な主体が支える持続可能な公共交通の実現を目指すもの。  （佐渡市地域公共交通計画Ｐ１　参照） |
| ２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| （１）事業の目標 |
| ・バス利用者数：177,676人  　　令和5年度実績のうち、本線の利用者数を目標値とする  　・運行便数：15,692便  　　令和5年度実績のうち、本線の便数を目標値とする  　・収支率：64.2％  　　令和5年度実績のうち、本線の収支率を目標値とする  　※佐渡市地域公共交通計画では、本線、南線、小木線の数値となっていることから、  本線のみで目標値を設定  　（佐渡市地域公共交通計画Ｐ60,61　参照） |
| （２）事業の効果 |
| ・運転士不足や財政負担の増加の問題に対応し、持続可能な公共交通を実現していくため、地域状況や移動ニーズに合わせた公共交通体系を目指す。  ・市民の日常生活に必要な移動手段の確保や、来訪者にとって移動しやすい公共交通の実現を目指す。  ・公共交通を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、行政や交通事業者だけでは公共交通を確保維持していくことが難しいため、幅広い事業者や市民とも連携しながら公共交通を支えていく環境を目指す。  　（佐渡市地域公共交通計画Ｐ59　参照） |
| ３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 |
| 【施策１】地域特性・ニーズに応じた移動しやすく効率的な公共交通網の構築  （国、新潟県、佐渡市、交通事業者、関係機関）  ・幹線の確保・維持  ・利便性を高めるダイヤの設定  ・運転士の確保に向けた支援  【施策２】公共交通の利用促進（佐渡市、交通事業者、ＤＭＯ）  ・運転免許返納支援事業の継続  ・高齢者の公共交通割引制度の継続  ・学生ワイドフリー定期券の認知度向上  【施策３】情報提供の充実化（佐渡市、交通事業者、ＤＭＯ）  ・目的に合わせた時刻表の発行  【施策４】新技術の導入による利便性向上・運行効率化（佐渡市、交通事業者、ＤＭＯ）  ・公共交通の自動運転実用化に向けた実証実験の実施  　（佐渡市地域公共交通計画Ｐ66～75） |
| ４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び  運送予定者 |
| 【表１の概要】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 事業者数 | 系統数 | 国庫補助申請額 | | R7年度補助（R5.10～R6.9運行） | １ | １ | 13,279 |   ①予定している時刻表・系統図  　別紙　本線（相川～両津）路線図  ②運行予定者：新潟交通佐渡株式会社  ③輸送量の根拠となる算出式  　別添「様式１－５(R7平均乗車密度算定表 R3-R5実績)」 |
| ５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 |
| 別添「表２　補助額算定(R7新潟交通佐渡)」 |
| ６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法 |
| ・ＯＤ調査  ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等） |
| ７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要  **【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| ８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧  **【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| ９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期  及びその他特記事項  **【地域間幹線系統のみ】** |
| 別紙「生産性向上の取組」のとおり |
| 10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  **【地域内フィーダー系統のみ】** |
| ※該当なし |
| 11．車両の取得に係る目的・必要性  **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 12．車両の取得に係る定量的な目標・効果  **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| （１）事業の目標 |
| ※該当なし |
| （２）事業の効果 |
| ※該当なし |
| 13車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 14．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 15．貨客混載の導入に係る目的・必要性  **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 16．貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| （１）事業の目標 |
| ※該当なし |
| （２）事業の効果 |
| ※該当なし |
| 17．貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 18．協議会の開催状況と主な議論 |
| ・令和２年６月９日　令和２年度　第１回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意（書面協議）  ・令和３年６月17日　令和３年度　第２回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意（書面協議）  ・令和４年４月28日　令和４年度　第１回協議会「地域内フィーダー系統確保維持事業の計画変更」について合意（書面協議）  ・令和４年６月28日　令和４年度　第３回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意（書面協議）  ・令和５年２月15日　令和４年度　第６回協議会「地域内フィーダー系統確保維持事業の計画変更」について合意  ・令和５年５月29日　令和５年度　第１回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意  ・令和６年６月25日　令和６年度　第２回協議会  「令和７年度地域間幹線系統に係る佐渡市地域公共交通計画別紙（案）の提出について」合意（書面協議） |
| 19．利用者等の意見の反映状況 |
| 協議会（書面）開催後、記載 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）　新潟県佐渡市千種232番地

（所　属）　佐渡市観光振興部交通政策課

（氏　名）　井野端　圭介

（電　話）　0259-63-3184

（e-mail）　k-koutsu@city.sado.niigata.jp

**注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。**

**実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。**

**各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添○○計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。**

**※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。**